

市民参加・市民協働のまちづくり

茂原市まちづくり条例を制定

市では、まちづくりの基本的なルールである「茂原市まちづくり条例」を制定しました。

「茂原市まちづくり条例」については、企画政策課ウェブページで全文をご覧になれます。

<http://www.city.mobara.chiba.jp/category/2-13-1-0-0.html>

◆まちづくり条例とは？

「茂原市まちづくり条例」は、まちづくりの担い手である市民等、市および議会が共有する基本的なルールとなる条例です。

◆なぜ、まちづくり条例が必要か？

平成12年のいわゆる「地方分権一括法」の成立以降、地方分権の推進が求められており、住民に最も身近な基礎自治体である市には、地域における課題・問題を適切に把握し、解決を図ることが求められています。

また、少子高齢化、人口減少社会を迎え、知恵を出し合い、力を合わせて、豊かで持続可能な地域社会を築き上げ、次代を担う子どもたちに引き継いでいくためには、市民一人ひとりが、自ら考え、自ら

参加し、決定に関与し、自ら行動する「市民自治のまちづくり」が必要です。

「市民自治のまちづくり」を進めるためには、自分たちのまちの課題について、まちづくりの担い手である市民等、市および議会が、情報を共有し、共通の目的を持ち、議論

まちづくりの担い手は 市民等・市・議会



市民等

- 市民等は、知る権利、参加する権利を有しています。
- 市民等は、まちづくりの主体として、積極的に参加するよう努めます。

※市民並びに市内に通勤、通学する個人及び市内において事業又は活動を行う個人又は法人その他の団体



議会

市民等、市および議会が、それぞれの役割を果たしながら、連携、協力して、「住んで良かったと思えるまち」の実現を目指します。

市

- 市長は、市の代表者として、市民の負託に応え、公正かつ誠実に行政運営に当たります。
- 職員は、全体の奉仕者として、誠実かつ効率的に職務に当たります。

- 議会は、市民の代表による意思決定機関であることから、調査、研究、立法活動を行います。
- 議員は、市民等との対話を心がけ、公正かつ誠実に職務を遂行します。

※条文は簡略化して掲載しており、一部表現が異なります。

を重ね、多様な主体が協働していかなければなりません。

「茂原市まちづくり条例」は、市民等の権利と役割、市および議会の役割と責務を明らかにするとともに、まちづくりの基本原則（情報の共有、参加、協働）のもと、市民自治のまちづくりを進めるために制定されたものです。

◆どのようにまちづくり条例をつくったのか？

市では、市民参加のもと、条例についての基本的な考え方を取りまとめるため、平成23年に「茂原市自治基本条例を考える市民の会」の委員を一般公募し、30人の委員が、20カ月・37回におよぶ会議を経て、平成25年9月に「茂原市まちづくり条例に関する基本的な考え方（提言書）」を市長に提出しました。

これを基に、平成26年1月に市民、議会、行政の代表や学識経験者から成る「茂原市まちづくり条例策定協議会」を設置し、15カ月・18回の会議を開催して審議を行い、平成27年3月に市長あてに答申書が提出されました。

市では、答申書を基に条例